

# 当金庫の預金商品の概要 [定期預金]

令和元年5月7日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金(M型) <スーパー定期> 年金受給者向け定期預金「金さん」・「銀さん」
2. 販売対象	(1) 既に当金庫で対象となる年金を受け取られている方 (2) 新たに対象となる年金の受取を当金庫に指定された方 ・年金受取指定金融機関を当金庫へ変更手続きされた方 ・当金庫を年金受取指定金融機関として裁定請求書を提出された方 ※対象となる年金は、本人名義のみとし、家族名義等は対象となりません。 ※対象となる年金は、公的年金及び企業年金とします。ただし、個人年金は対象となりません。
3. 期間	・定型方式……1年 ・利払式自動継続又は非自動継続の取扱いとなります(総合口座は不可)。 ※以下の場合、自動継続の取扱いはできません。 (1) 申込日現在、当金庫で年金を受取していない場合 (2) 別顧客番号の普通預金(年金受取専用口座等)で年金を受取されている場合 (3) 年金受取口座に、半年に1回以上の振込実績がない場合
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	・一括預入 定期預金「金さん」…お一人様 100万円以内 (年金感謝定期預金「ゴールド」及び他の年金受給者向け定期預金と合算して 100万円以内) 定期預金「銀さん」…お一人様 500万円以内 (年金感謝定期預金「シルバー」及び他の年金受給者向け定期預金と合算して 500万円以内) ※他の年金受給者向け定期預金とは、旧北海信用金庫及び旧小樽信用金庫で契約された年金受給を条件とした定期預金をいいます。詳しくは窓口までお問い合わせください。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用利率 (利率表示場所)  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利(適用利率は下記のとおり) 定期預金「金さん」 店頭表示利率 + 0.10% 定期預金「銀さん」 店頭表示利率 + 0.05% ・自動継続時の利率は、継続日における店頭表示利率+継続日における本商品上乗せ利率を適用します。 ・上乗せ利率については、市場金利動向により変更する場合があります。 なお、上乗せ利率を変更する場合は、店頭及び当金庫ホームページで開示します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・預金利息には税率20%(国税:15%、地方税:5%)の税金(分離課税)がかかります。ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。 ・なお、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税:15.315%、地方税:5%)の税金がかかります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭に備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部お客様相談室(9時~17時、電話:011-241-1661)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)・第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記本部お客様相談室または北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。

	<p>なお、上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1) お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、上記本部お客様相談室若しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p>
<p><b>13. その他参考となる事項</b></p>	<p>※当金庫にて年金受取の予約をされている方の取扱い  当金庫で年金受取指定の予約手続きをした方のうち、年金受給開始まで 6 か月以内となった方は、定期預金「銀さん」に限り契約できます。この場合、自動継続の取扱いはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは、年金振込停止や口座解約等で年金振込実績がない場合は自動継続されませんのでご注意ください。</li> <li>・年金の振込実績があっても、年金の種類により自動継続扱いの対象とならない場合があります。</li> <li>・非自動継続の場合、満期日以降の利息は、解約日又は書替継続日まで普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）。</li> </ul>

北海道信用金庫

# 定期預金の中途解約利率一覧表

(令和元年5月7日現在)

## 1.自由金利型定期預金[M型] (スーパー定期)

預入期間	中途解約利率			
	3年未満の預金	3年以上 4年未満の預金	4年以上 5年未満の預金	5年の預金
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×40%
4年以上5年未満			約定利率×60%	約定利率×50%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。

## 2.自由金利型定期預金 (大口定期預金)

下記A・Bのうち低い利率とします。

※小数点第4位以下は切り捨てます。

A. 次の預入期間に応じた利率。ただし、預入期間1か月未満の場合、解約日の普通預金利率を上限とします。

預入期間	中途解約利率			
	3年未満の預金	3年以上 4年未満の預金	4年以上 5年未満の預金	5年の預金
1年未満	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上2年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上3年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×40%
4年以上5年未満			約定利率×60%	約定利率×50%

B. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数

ただし、0.0%を下限とします。なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預金通帳、証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

## 3.期日指定定期預金

預入期間	中途解約利率
6か月未満	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。

## 4.変動金利定期預金

預入期間	中途解約利率	
	2年の預金	3年の預金
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上2年6か月未満		約定利率×70%
2年6か月以上3年未満		約定利率×90%

※小数点第4位以下は切り捨てます。

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。